

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病は、再発の3要件を満たし、原傷病が再発したものと認められることから、療養給付の請求を不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に自動車通勤する途中、対向車との接触事故により「胸椎圧迫骨折」等を受傷して治療していたところ、平成○年○月○日に症状固定となり、障害等級第8級と認定された。
- (2) 請求人は、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアにより、月1から2回程度○○病院を受診していたが、平成○年○月頃から背部の疼痛症状の増強を感じたため、○○病院から△△病院を紹介してもらい、平成○年○月○日に△△病院に入院し、神経ブロック治療を受けた。

請求人は、症状固定後の疼痛症状の増悪（以下「本件傷病」という。）は原傷病が再発したものとして、療養給付の請求をしたが、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

通勤による傷病については、症状固定後に疼痛症状が増悪したことは明らかであるから、再発とは認めないとした監督署長の判断は誤りである。

3 原処分庁の意見

- (1) 原傷病と本件傷病との間に医学的な相当因果関係があると認められるか
△△病院の主治医は、「通勤による傷病である『胸椎圧迫骨折』が本件傷病の直接的原因となっている」と意見し、また、地方労災医員も「主治医の意見を支持する」と意見していることから、原傷病と本件傷病との間に医学的な相当因果関係があると認められる。
- (2) 症状固定時の状態からみて明らかに症状が悪化しているか
△△病院の主治医は、「請求人の症状は不変又はやや増強している」と意見していることから、請求人の疼痛症状が症状固定時の状態からみて明らかに悪化しているとは認められない。
- (3) 療養によって症状の改善が期待できると医学的に認められるか
△△病院の主治医は、「神経ブロック治療により軽度改善が認められた。今後も定期的に治療を行いながら経過を診る」と意見しているが、地方労災医員は、「請求人に対する処置は、症状固定後の神経症状のコントロールに留まり、根本的な症状の改善につながるものとは考えがたい」と意見していることから、療養によって症状の改善が期待できると医学的に認められない。
- (4) 結論
以上により、本件傷病は、再発の要件に該当しないものである。

4 審査官の判断

(1) 原傷病と本件傷病との間に医学的な相当因果関係があると認められるか
原処分庁の意見と同じ。

(2) 症状固定時の状態からみて明らかに症状が悪化しているか

△△病院の主治医は、審査官に提出した追加意見書において、「監督署長あてに『症状は不変又はやや増強している』と意見したのは、症状固定時からの状況ではなく、私自身が主治医となってからの状況のことである。請求人は症状固定の診断をした〇〇病院から症状悪化のため当院に紹介されたのであるから、症状固定時より悪化していることは明らかである」と述べている。また、地方労災医員は「症状固定の診断とアフターケアを行ってきた〇〇病院の主治医が症状の悪化を認めていることを踏まえると、請求人の症状は症状固定時の状態と比較して悪化していると考える」と意見している。したがって、症状固定時の状態からみて明らかに請求人の症状が悪化していると認められる。

(3) 療養によって症状の改善が期待できると医学的に認められるか

△△病院の主治医は、審査官に提出した追加意見書において、「前回の神経ブロック治療は、請求人の仕事の事情により長期入院が困難であったため、軽度改善に留まったものであり、今後、長期入院による治療や集中的・継続的な治療により更なる症状の改善が見込め、少なくとも症状固定時の疼痛レベルの状態まで十分回復が見込める」と意見している。また、地方労災医員は、「短期間の入院治療によりある程度痛みが改善したとの請求人の申述から、今後、継続的に入院治療を行うことで、症状の改善が見込まれる」と意見している。したがって、療養によって症状の改善が期待できると医学的に認められる。

(4) 結論

以上により、本件傷病は、再発の要件を満たしている。